

筑後市特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況の公表

令和 7 年 6 月 26 日

女性活躍推進法第 19 条第 6 項に基づき、特定事業主行動計画の取組の実施状況を公表します。

1. 仕事と家庭の両立

目標	①令和 7 年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を 50%以上にする。 ②育児休業を取得する女性職員の割合 100%を維持する。 ③令和 7 年度までに、男性職員の配偶者出産補助休暇の取得割合を 100%以上、育児参加休暇を 50%以上にする。
進捗 (令和 6 年度)	①87.5% (計画策定時 53.8%) ②100% (計画策定時 100%) ③配偶者出産補助休暇 87.5%、育児参加休暇 37.5% (計画策定時 配偶者出産補助休暇 92.3%、育児参加休暇 38.5%)
取組状況	・管理職は、「子育てハンドブック」を活用しながら子が生まれる職員と面談を実施し、育児休業等の取得意向の確認を行う。育児休業中の収入シミュレーションを行うなど、職員が知りたい情報を提供する。また、職員が育児休業を取得する場合には、必要に応じて代替職員の配置に努める。
評価	育児休業の取得率は高いものの、休暇の取得率は目標を下回った。今後も引き続き、育児休業等を取得しやすい職場環境づくりを行い、職場のサポート体制を整えていく。

2. 長時間勤務対策等

目標	①月 45 時間を超えて時間外勤務を行う職員の割合 3 %以下を維持する。 ②年間 20 日の年次有給休暇の取得日数を、職員 1 人あたり 10 日以上 (50%以上) を維持する。 ③年次有給休暇 (5 日未満)、超過勤務 (月 45 時間、年 360 時間超) 及び公務災害に該当した職員数を 150 人未満とする。
進捗 (令和 6 年度)	①2.4% (計画策定時 4.1%) ②12.4 日 (62.9%) (計画策定時 10.7 日 (53.5%)) ③128 人 (計画策定時 240 人)
取組状況	・毎週水曜日を「ノー残業デー」とし、すべての職場で実施されるよう、原則時間外勤務を禁止とする。 ・時間外勤務の事前命令等、時間外勤務の実施に関する管理を強化する。 ・月単位の時間外勤務が一定時間を超えるものについては、産業医の面談を実施し、職員の健康管理に努めるとともに、職場における業務改善等を促す。
評価	時間外勤務を行う職員の割合については、目標値を達成した。今後も引き続き、「ノー残業デー」の実施や時間外勤務の管理徹底を行い、計画的な年次有給休暇取得を推進していく。また、時差出勤等を活用しながら職員の生活スタイルに合わせた勤務時間、体制の多様化を進めていく。

3. 女性職員の登用

目標	令和7年度までに、部課長相当職の女性職員の割合を20%以上、課長補佐・係長相当職の女性割合を35%以上とする。
評価 (R6.4.1時点)	①部課長相当職以上25.6% / 課長補佐・係長相当職以上30.2% (計画策定時 部課長相当職以上23.7% / 課長補佐・係長相当職以上34.2%)
取組状況	・各役職段階において、管理職になるための人材育成に関する研修参加を促す。
評価	部課長相当職以上の割合は目標値を上回ったものの、課長補佐・係長相当職以上は目標値を下回った。今後も引き続き、男女分け隔てなく、多様なポストに適材適所に配置する。